

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年10月22日
【会社名】	O a kキャピタル株式会社
【英訳名】	Oak Capital Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 竹井 博康
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目10番24号
【電話番号】	(0 3) 5 4 1 2 - 7 4 7 4
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経理財務部長 秋田 勉
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂八丁目10番24号
【電話番号】	(0 3) 5 4 1 2 - 7 4 7 4
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経理財務部長 秋田 勉
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 100,100,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,430,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成24年10月22日(月)開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,430,000株	100,100,000	50,050,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	1,430,000株	100,100,000	50,050,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は、50,050,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
70	35	100株	平成24年11月7日(水)	-	平成24年11月8日(木)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 上記株式を割り当てたものから申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記(3)申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記(4)払込取扱場所へ発行価額を払い込むものいたします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
Oakキャピタル株式会社 管理本部総務部	東京都港区赤坂八丁目10番24号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 赤坂支店	東京都港区赤坂三丁目3番5号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
100,100,000	3,620,000	96,480,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は以下のとおりであります。

弁護士費用	2,500,000円
割当予定先に関する調査費用	220,000円
登記その他の費用	900,000円

(2)【手取金の使途】

第三者割当により発行される株式(以下、「本新株式」という。)の発行による調達資金につきましては、当社が現在推進している「中小型上場株投資」への投資資金に充当してまいります。「ブランド力」、「技術力」、「マーケットシェア」のいずれかに優位性をもつ新興・中堅上場企業を主体とする「中小型上場株投資」による投資を行うとともに、企業ネットワークの構築、新規事業の創出、成長戦略の策定といった当社独自の強みを活かした支援によって投資先を育成することを通じて、当社の企業価値の増大に努めてまいります。

また、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載のとおり、本新株式と合わせて新株予約権の発行による資金調達を行います。当期中に見込んでいる「中小型上場株投資」による投資案件は、新株式と新株予約権を組み合わせた投資を予定しておりますが、本新株式発行により調達する資金は、そのうち新株式の引受のための資金に充当する予定であります。

なお、調達された資金は支出されるまでは銀行預金とし、安定的に管理してまいります。

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
「中小型上場株投資」に係る投資資金	96百万円	平成24年11月～平成25年3月

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

平成24年10月22日開催の当社取締役会において、本新株式とともに、第三者割当により発行される第7回新株予約権（以下、「別件新株予約権」という。）の発行を決議しております。

別件新株予約権の概要は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の総数：715個
- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数：当社普通株式7,150,000株（1個当たり10,000株）
- (3) 発行価額：5,880,875円（新株予約権1個当たり8,225円）
- (4) 割当日：平成24年11月8日
- (5) 払込期日：平成24年11月8日
- (6) 新株予約権の行使に際して払い込む金額の総額：500,500,000円（1株当たり70円）
- (7) 権利行使期間：平成24年11月9日から平成26年11月8日まで
- (8) 増加する資本金及び資本準備金の額：増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときには、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 割当予定先及び割当方法：第三者割当の方法により、Asia Equity Value LTD.に572個及び山崎光博氏に143個それぞれ割り当てる。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	氏名	山崎 光博		
	住所	東京都板橋区		
	職業の内容	勤務先の名称	山芳製菓株式会社	
		所在地	東京都板橋区常盤台一丁目52番地3号	
		役職	代表取締役会長	
	事業の概要	製菓メーカー		
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社株式を754千株（所有議決権比率3.39%）保有する当社第2位の株主であります。		
	人事関係	該当事項はありません。		
	資金関係	該当事項はありません。		
	技術関係	該当事項はありません。		
	取引関係	該当事項はありません。		

c. 割当予定先の選定理由

後記「6 大規模な第三者割当の必要性(1)大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容」に記載のとおり、外部環境に柔軟に対応できる新たな投資手法を用いた事業構造の転換が進捗し、投資先として有望な企業が多数存在する現在の状況は、当社にとって当社の企業価値をさらに向上させる絶好の機会であると考えております。そのため、十分な投資資金を確保するとともに当社の財務体質をさらに強化するため、新たな資金調達を行うことといたしました。

上記の状況から、当社は、第三者割当増資及び第三者割当による新株予約権の発行による資金調達を行うこととし、当社の事業概要及び事業戦略を理解したうえで当該資金調達に賛同いただける国内外の機関投資家、個人投資家及び事業会社を割当予定先として選定するため、当社又は当社役員と関係がある国内外の機関投資家、個人投資家及び事業会社を対象に個別に当社の事業概要及び事業戦略を説明いたしました。その結果、本新株式及び別件新株予約権の割当予定先である山崎光博氏から当社に対して賛同する旨の申し出がありました。

山崎光博氏は、平成24年9月30日現在当社株式を754千株(所有議決権比率3.39%)保有する当社第2位の株主であり、平成21年度以降継続して当社株式を保有していただいている安定株主でもあります。同氏は、当社が主催する日本の将来を担うべき企業のオーナー経営者や後継者の方々を対象にした経営者セミナー「PBフォーラム」に開催当初から参加いただいている企業経営者であり、その関係から当社に関心を持ち、当社株式を保有いただいております。なお、同氏が代表取締役会長を務める山芳製菓株式会社は、スナック菓子等の製造・販売を営む非上場の会社であります。今回の資金調達実施に当たり、同氏に対して当社の事業概要及び事業戦略を説明したところ、当社の事業戦略を評価していただき、本新株式及び別件新株予約権の引き受けについて承諾を得たことから、同氏を本新株式及び別件新株予約権の割当予定先に選定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株式の発行により割り当てる当社普通株式の総数は1,430,000株であり、割当予定先の山崎光博氏に全てを割り当てます。

e. 株券等の保有方針

割当予定先である山崎光博氏の本新株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら本新株式を売却していく旨の表明を受けております。

なお、当社は山崎光博氏から、本新株式の割当日(平成24年11月8日)より2年間において当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容等を株式会社東京証券取引所に報告すること並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の予定であり、その内諾を得ております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、本新株式及び別件新株予約権の割当予定先である山崎光博氏から、本新株式及び別件新株予約権に係る払い込みについて払込期日に全額払い込むことの確約をいただくとともに、山崎光博氏から本新株式及び別件新株予約権の払い込み、並びに別件新株予約権の行使のために必要となる資金の確保に係る資金の調達方法及び財務状況等についてヒアリングを十分に行いました。その結果、本新株式及び別件新株予約権の払込資金、並びに別件新株予約権の行使のために必要となる資金の調達についてはともに自己資金であることを確認し、また、本人名義の証券会社の取引残高報告書の写しの交付を受けるとともに、保有する上場株式に担保が設定されていないこと及び保有している上場株式は、本新株式及び別件新株予約権の払込期日までに必要な資金額を確保することができる流動性を有していることを合わせて確認しております。以上により本新株式及び別件新株予約権の払い込みに足る資金を有していることを確認いたしました。

当社は、これらの確認等に基づき、山崎光博氏の資金の確保について、特段の問題はないものと判断いたしました。

g. 割当予定先の実態

割当予定先である山崎光博氏に対してヒアリングを実施し、反社会的勢力でない旨、反社会的勢力と意図的に取引等の関係を有していない旨などについて直接確認するとともに、第三者の信用調査機関である株式会社JPRサーチ&コンサルティング（東京都港区）に依頼し調査を行いました。その調査の結果、山崎光博氏並びにその関係人物及び関係会社等は、反社会的勢力との関わりを示す情報はない旨の調査報告書を受領いたしました。なお、同社に対して、その調査方法についても確認し、対象者並びにその親族及び関係企業に関わる書類の査閲、分析及び過去の新聞記事等の検索、行為情報、訴訟履歴、各関係機関への照会等を実施した旨の回答を得ております。以上の調査報告及び調査方法から山崎光博氏並びにその関係人物及び関係会社等について、反社会的勢力と関わりのあるものではないと判断いたしました。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

本新株式の発行価額は、割当予定先との協議の結果、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日である平成24年10月19日の株式会社東京証券取引所第二部市場における当社普通株式の終値である71円を基準に発行価額を70円（ディスカウント率1.41%）といたしました。

なお、本新株式の発行価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均71.00円に対するディスカウント率は1.41%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均73.30円に対するディスカウント率は4.50%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均77.85円に対するディスカウント率は10.08%となっております。

本新株式の発行価額の算定において、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準として採用いたしましたのは、直近の株式市場全体の株価動向と当社株式の株価動向の相関関係及び当社株式の売買高の推移等により、直近の当社株式の株価は比較的安定的に推移していることから当該終値がより適正な当社の株式価値を表しているものと判断したことによるものであります。また、当該終値から1.41%のディスカウントとしたことについては、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。かかる発行価額につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しております。

以上のことから本新株式の発行価額は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。この判断に基づいて、当社取締役会においては、今回調達する資金により、十分な投資資金を確保し有望な投資案件に積極的に投資していくとともに当社の財務体質をさらに強化することが当社の企業価値の増大につながるとする今回の資金調達の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分な討議、検討を行った結果、出席取締役全員の賛成により本新株式の発行につき決議いたしました。

なお、当社監査役4名全員（社外監査役3名）から、本新株式の発行価額の算定方法は、市場慣行に従った一般的な方法であることから、有利発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株式の発行による株式数1,430,000株及び別件新株予約権の目的である株式の総数7,150,000株を合わせた8,580,000株に係る割当議決権数は85,800個となり、当社の総議決権数222,414個（平成24年9月30日現在）に占める割合が38.58%となります。したがって、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
Asia Equity Value LTD.	Vanterpool Plaza, Wickhams Cay I, P.O. Box 873 Road Town, Tortola, British Virgin Islands	-	-	5,720	18.56%
エスアイエックス エス アイエス エルティーデー イー(常任代理人 株式 会社三菱東京UFJ銀 行)	BASLERSTRASSE 100, CH-4600 OLTEN SWITZERLAND(東京都千代 田区丸の内二丁目7番1 号)	1,282	5.77%	1,282	4.16%
山崎 光博	東京都板橋区	754	3.39%	3,614	11.73%
竹井 博康	神奈川県藤沢市	725	3.26%	725	2.35%
エルエムアイ株式会社	東京都港区南青山六丁目8 番6号	553	2.49%	553	1.79%
木村 正明	東京都世田谷区	250	1.12%	250	0.81%
斉藤 恒利	群馬県甘楽郡甘楽町	218	0.98%	218	0.71%
楽天証券株式会社	東京都品川区東品川四丁目 12番3号	211	0.95%	211	0.69%
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目 4番1号	209	0.94%	209	0.68%
山田 晴信	東京都世田谷区	197	0.89%	197	0.64%
計	-	4,402	19.80%	12,982	42.12%

(注) 1. 平成24年9月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成24年9月30日現在の総議決権数に、本新株式の割当株式数1,430,000株及び別件新株予約権の目的である株式の総数7,150,000株を合わせた8,580,000株に係る議決権数85,800個を加えて算定しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

当社は、平成13年にインベストメントバンキング事業に進出して以来、新興・中堅企業を中心に、さまざまな投資手法で企業向け投資及び事業の成長支援を実施してまいりました。

また、世界経済並びに国内外の株式市場の不透明な先行きに備え、投資事業の構造転換を図るため、平成21年から新興・中堅上場企業を主体とする「中小型上場株投資」を、平成23年からは投資先上場企業の成長シナリオとなる新規事業の創出を組み合わせた「事業プロジェクト投資」など新たな投資手法を実施してまいりました。

昨年は、東日本大震災の影響で投資活動を縮小しておりましたが、本年度よりスマートフォン関連企業への投資など着実な実績を積み上げております。また、世界経済並びに国内外の株式市場は不透明な状況が長く続いておりますが、このような状況の中でも高成長を遂げている新興・中堅企業は多く、事業拡大や海外展開等で資金を必要としている企業は少なくありません。加えて、営業面からも「ブランド力」、「技術力」、「マーケットシェア」のいずれかに優位性を持ち、成長戦略の実現に強い意志とその実現のための高い潜在力を持つ企業からの出資要請が増えてきております。こうした投資先として有望な企業が多数存在する現在の状況は、当社にとって縮小していた投資活動を再び活性化させる好機であり、当社の企業価値をさらに向上させる機会でもあります。上記の状況を鑑みて、当社は、出資要請に対応するための十分な投資資金を確保するとともに当社の財務体質をさらに強化する目的で、国内外の機関投資家等を引受先とするエクイティ・ファイナンスを計画することとし、当社の事業概要及び事業戦略を理解していただける国内外の機関投資家、個人投資家及び事業会社を対象に、公募増資、株主割当による増資、第三者割当増資、新株予約権及び新株予約権付社債等の多種多様な資金調達手段を検討した結果、第三者割当増資及び第三者割当による新株予約権の発行を組み合わせた資金調達を行うことといたしました。

当該資金調達の方法を選択した理由は、金融機関からの借入による資金調達は、事業特性上及び担保となる資産等を有していないことから困難であり、公募増資及び株主割当による増資は、昨今の金融情勢等を踏まえれば必要とされる資金の調達に高い不確実性があると判断したこと及び投資候補先の中で資金調達を喫緊の課題としている候補先が相当数あり今回の資金調達は緊急性が高いことから、一定の額を速やかにかつ確実に調達できる第三者割当による資金調達が最善であると判断したことによるものであります。また、新株式の発行と新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、新株式の発行により当社の当面の資金需要に対処するとともに、新株予約権の発行により割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。また、新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が低減される点で優位性があると判断しております。

本新株式の発行に加えて別件新株予約権がすべて行使された場合、当社株式が発行前の発行済株式総数に対して38.27%希薄化することとなりますが、今回の資金調達により、十分な投資資金を確保し有望な投資案件に積極的に投資していくとともに当社の財務体質をさらに強化することが当社の中長期的な企業価値の増大、ひいては既存株主様の株主価値の向上につながるものと判断し、本新株式及び別件新株予約権の発行による総額約6億円の資金調達を行うことを決定いたしました。

(2) 大規模な第三者割当を行うこととした判断の過程

本新株式の発行による株式数1,430,000株及び別件新株予約権の目的である株式の総数7,150,000株を合わせた8,580,000株に係る議決権数は85,800個となり、当社の総議決権数222,414個（平成24年9月30日現在）に占める割合が38.58%となります。したがって、本新株式の発行は、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

しかしながら、今回の資金調達により、十分な投資資金を確保し、有望な投資案件に積極的に投資していくとともに財務体質をさらに強化することが当社の企業価値の増大につながり、ひいては既存株主様の利益向上につながるものであることから当社にとって必要不可欠な資金調達であると考えております。

さらに、経営者から一定程度独立したものによる本件第三者割当の必要性及び相当性について客観的な意見を求めるため、社外取締役2名（尾関友保、宇田好文）及び社外監査役3名（永野義一、坂井眞、廣瀬元亮）に対し、今回の資金調達の内容及び資金調達を行う理由について可能な限り詳細な説明を行いました。

その結果、平成24年10月22日付で「当社を取り巻く経済環境及び事業環境を鑑みて、有望な投資先からの出資要請に応えるための「中小型上場株投資」及び「事業プロジェクト投資」に係る投資資金の確保を資金調達の目的及び理由とする本新株式及び別件新株予約権の発行は、特段不合理なものではないと認められること、本新株式及び別件新株予約権の発行により調達する資金の用途及び支出予定時期に特段の問題はなく、調達金額との合理性も認められること、当社の財政状態を鑑みると現状の手元資金では、現在交渉中の投資先の出資要請に十分応えることができず、投資資金を外部から調達する必要があること、資金調達方法については、公募増資及び株主割当等のその他の調達手段と比較検討した上で決定しており、本新株式及び別件新株予約権の発行による資金調達を選択した判断に特に不合理な点は認められないこと、本新株式の発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」に準拠しており、有利発行には該当しないと考えられること、並びに別件新株予約権の発行価額は、第三者機関が算定した結果に基づき決定していること及び行使価額を含む発行条件及び算定方法について不合理な点はなく適正であると認められることから同じく有利発行には該当しないと考えられます。以上のことを総合的に勘案した結果、今回の本新株式及び別件新株予約権の募集規模が合理的であり、その必要性及び相当性は認められると判断する。」旨の意見書を取得しております。

以上のような検討及び対応策を踏まえ、当社取締役会は本新株式及び別件新株予約権の発行を決議いたしました。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 資本金の増減

「第四部 組込情報」の有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」に記載の資本金は、有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の提出日（平成24年10月22日）までの間において、以下のとおり増加しております。

年月日	資本金		資本準備金	
	増減額（千円）	残高（千円）	増減額（千円）	残高（千円）
平成24年7月1日～ 平成24年8月31日（注）	728	3,148,953	728	158,181

（注）第6回新株予約権の行使による増加であります。

2. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載されている「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。以下に掲げた内容は、有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」の変更箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。なお、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

4 [事業等のリスク]

(1)～(7) 略

(8) 既存株主の株式価値の希薄化に関わるリスク

平成24年10月22日開催の当社取締役会において、第三者割当による株式及び第三者割当による第7回新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当社の総議決権数は222,414個（直前の基準日である平成24年9月30日現在）に対して、今回、第三者割当により発行される株式数1,430,000株及び第三者割当により発行される新株予約権の目的である株式の総数7,150,000株を合わせた8,580,000株に係る議決権数は85,800個となり、当社の総議決権数に対する希薄化率は最大で38.58%（発行後及び行使後の総議決権数に占める割合は27.84%）となり、株式価値が希薄化し、当社株式の株価に影響を及ぼす可能性があります。

3. 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第151期事業年度）の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

〔平成24年6月28日提出臨時報告書〕

1 提出理由

平成24年6月25日開催の当社第151期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成24年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役2名選任の件

取締役として、秋田勉氏及び緒方健介氏の両氏を選任する。

第2号議案 監査役4名選任の件

監査役として、高橋英也氏、永野義一氏、坂井眞氏及び廣瀬元亮氏の4氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	賛成率	可決要件	決議結果
第1号議案						
秋田 勉	82,758個	5,128個	0個	91.98%	(注)1	可決
緒方 健介	82,843個	5,043個	0個	92.08%		可決
第2号議案						
高橋 英也	83,257個	5,137個	0個	92.02%	(注)1	可決
永野 義一	82,783個	5,611個	0個	91.50%		可決
坂井 眞	83,550個	4,844個	0個	92.34%		可決
廣瀬 元亮	83,163個	5,231個	0個	91.92%		可決

(注)1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数を合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第151期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第152期第1四半期)	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	平成24年8月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年8月9日

Oakキャピタル株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 渡邊 均 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 木下 雅彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているOakキャピタル株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、Oakキャピタル株式会社及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月25日

Oakキャピタル株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員 公認会計士 渡邊 均 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 千葉 茂寛 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているOakキャピタル株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Oakキャピタル株式会社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、O a k キャピタル株式会社の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、O a k キャピタル株式会社が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月25日

Oakキャピタル株式会社

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 渡邊 均 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 千葉 茂寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているOakキャピタル株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第151期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Oakキャピタル株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。